

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年1月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 1件

国民年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900181号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900008号

第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和62年3月まで

妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたにもかかわらず、請求期間については、私の記録だけ未納となっている。妻が私の保険料を一緒に納付していたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、夫婦共に保険料の収納年月日が確認できる平成5年4月から請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得する平成6年8月の前月までの国民年金被保険者期間については、収納年月日は夫婦で同一日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、昭和56年9月に婚姻した後の国民年金被保険者期間において、請求期間を除き、保険料は全て納付済みとされている上、請求者の保険料を納めたとする妻については、国民年金被保険者期間の保険料は全て納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900178号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900009号

第1 結論

平成12年2月から平成14年7月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年2月から平成14年7月まで

私は、平成15年3月までの期間、保険料をA市に居住する母親に払ってもらっていた。しかし、国の記録では、平成12年2月から平成14年7月までの期間の保険料が未納とされている。B市で手続きをした際の国民年金保険料納付書送付先申出書及び請求期間と同時期に大学生であり、同じく母親が保険料を納付していた弟の領収書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された国民年金保険料納付書送付先申出書により、申出年月日は不明であるものの、請求者がB市において、納付書の送付先をA市の父親とする申出を行っていたことがうかがえる。また、請求者から提出された請求者の弟の平成12年4月から平成13年3月までの保険料に係る領収書により、請求者の弟の住所はC市であったが、請求者の弟の保険料はA市内の郵便局で納付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金市町村事務取扱準則において、住民登録している住所以外に納付書を送付することに関して特段の規定はないことから、請求者がB市で手続きを行った国民年金保険料納付書送付先申出書は、請求者がその後に転居したA市及びD市(現在は、E市)へ、当然には引き継がれなかったものと考えられる上、請求者及び請求者の母親は、D市に対して、請求者の納付書をA市へ送付する手続きを行った記憶は無い旨陳述している。

また、請求者は、請求期間と同時期に大学生であった弟も、自身と同じく保険料

はA市の母親が納付していたとして、請求者の弟の平成12年4月から平成13年3月までの期間に係る保険料の領収書を提出しているものの、当該領収書をもって、請求者の請求期間に係る保険料が納付されたとまでは推認することができない。

さらに、B市、A市及びE市に照会を行ったものの、請求者が請求期間に係る保険料を納付したことは確認できない上、請求者及び請求者の母親は、請求者の請求期間の保険料を納付したことが確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900177号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA学院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年10月1日から昭和49年11月1日

私は、請求期間に和裁の教師としてA学院に勤務していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が無い。同事業所に係る給与明細書は無いが、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB協会が発行した受講証書、同協会から法人名を変更したC連合会の回答及びD県E課の回答により、期間は特定できないものの、請求者は請求期間の一部においてA学院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者がA学院において雇用保険に加入していた記録は見当たらない上、D労働局は同事業所の雇用保険適用事業所設置記録は無いと回答している。

また、請求者はA学院の同僚として複数の者の名前を挙げているところ、当該同僚と思われる者がオンライン記録において所在が確認できた複数の者に照会を行ったものの、いずれも回答を得られなかったことから、請求者の同事業所における勤務実態について確認できない。

さらに、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A学院が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、請求者は、A学院に勤務した当時の院長及び副院長の氏名を記憶しているものの、両氏のオンライン記録を特定することができない上、請求者は、両氏は既に亡くなっているとしていることから、請求者の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付及び保険料の控除について確認できない。

また、請求者はA学院に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。